



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月15日木曜日 第2108号外1

### ◇ 目次 ◇ 告 示

漁業免許の内容等の公示..... 1

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1264号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、  
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成21年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 燧特区第107号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町豊島臼ノ鼻南端

B 越智郡上島町豊島石切場石垣護岸南端

点 ア Aから120度400メートルの点

イ Bから143度200メートルの点

ウ Bから152度450メートルの点

エ Aから135度610メートルの点

ウ 地元地区 越智郡上島町弓削

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

(2) ア 免許番号 燧特区第108号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(ウ) 漁場の区域

越智郡上島町百貫島の周辺最大低潮時海岸線から250メートルの線と同海岸線から500メートルの線によって囲まれた区域。

ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から250メートルの線アウ及び同海岸線から500メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。

基点 A 越智郡上島町百貫島西端

点 ア Aから305度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から250メートルの線との交点

イ Aから305度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から250メートルの線との交点

ウ Aから239度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から250メートルの線との交点

エ Aから271度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点

ウ 地元地区 越智郡上島町弓削

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

(3) ア 免許番号 燧特区第109号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島大谷地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エク、クキ、キカ、カオ及びオアの8直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町弓削島馬立東東北東端

B 越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端

C 越智郡上島町弓削島大谷鼻東端

D 越智郡上島町弓削島津原免護岸南端

点 ア Aから広島県田島南端見通し200メートルの点

イ Bから岡山県六島南端見通し350メートルの点

ウ Cから香川県円上島頂見通し400メートルの点

エ Dから127度450メートルの点

オ Aから広島県田島南端見通し400メートルの点

カ Bから岡山県六島南端見通し600メートルの点

キ Cから香川県円上島頂見通し650メートルの点

ク Dから127度710メートルの点

ウ 地元地区 越智郡上島町弓削

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

(4) ア 免許番号 燧特区第 110 号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 越智郡上島町佐島東風浜地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 越智郡上島町佐島東風浜南側護岸南端
- B 越智郡上島町佐島東風浜ノ鼻北側護岸北端
- 点 ア Aから越智郡上島町豊島小島ノ鼻見通し 300メートルの点
- イ Aから越智郡上島町豊島小島ノ鼻見通し 550メートルの点
- ウ Bから越智郡上島町阿土防波堤南側付け根見通し 550メートルの点
- エ Bから越智郡上島町阿土防波堤南側付け根見通し 250メートルの点

ウ 地元地区 越智郡上島町弓削

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第 352 号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先
- (ウ) 漁場の区域  
AA、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。  
ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域、Eオ、オウ及びウCの3直線とCE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域、Fカ、カキ及びキGの3直線とFG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市蔭淵2044番地弁財天鼻突端
- B 宇和島市蔭淵1407番地前護岸突端
- C 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場西角の標識
- D 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場東角の標識
- E 宇和島市蔭淵1994番地ドック場の東角の標識
- F 宇和島市蔭淵1692番地東角の標識

- G 宇和島市蔭淵1709番地作業場西角の標識
- 点 ア Aから宇和島市蔭淵1001 - 1番地男崎鼻見通し 180メートルの点
- イ Bから宇和島市蔭淵 378 番地崩の浦鼻見通し 150メートルの点
- ウ Cから宇和島市蔭淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点
- エ Dから宇和島市蔭淵 452 番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点
- オ Eから宇和島市蔭淵1009番地北角の標識見通し40メートルの点
- カ Fから宇和島市蔭淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点
- キ Gから宇和島市蔭淵1009番地北角見通し85メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市蔭淵

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(6) ア 免許番号 宇特区第 353 号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先
- (ウ) 漁場の区域  
AA、アイ、IC及びDEの4直線とAD間及びEC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市蔭淵 295 番地刈又護岸北東端
- B 宇和島市蔭淵 189 番地石原鼻標識
- C Bから海岸線沿い東へ 550 メートルの標識
- D 宇和島市蔭淵 275 番地千巻の標識
- E 宇和島市蔭淵 215 番地小池東鼻の簀頂点
- 点 ア Bから宇和島市蔭淵2091番地先落の鼻灯台見通し 150メートルの点
- イ Cから宇和島市蔭淵裸島中簀見通し 250メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市蔭淵

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(7) ア 免許番号 宇特区第 354 号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町田之浜地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。

ただし、カア、アキ、キク及びクカの4直線によって囲まれた区域及びAケ、ケコ、コEの3直線とAE間の最大低潮時海岸線から50メートルの線によって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端  
 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い西へ100メートルの標識端  
 C 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識  
 D 宇和島市津島町田之浜ダシビキの鼻西端  
 E 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻南西端  
 F 宇和島市津島町首根ウドの鼻西端
- 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点  
 イ Fから宇和島市津島町前島島頂見通し1280メートルの点  
 ウ Fから宇和島市津島町前島島頂見通し700メートルの点  
 エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点  
 オ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し150メートルの点  
 カ Aから宇和島市津島町前島島頂見通し430メートルの点  
 キ Dから254度見通し810メートルの点  
 ク Dから254度見通し630メートルの点  
 ケ Aから宇和島市津島町成由良小学校成本校体育館見通し250メートルの点  
 コ Eから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(8) ア 免許番号 宇特区第355号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町泥目水地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバ簀の頂点  
 B Aから海岸線沿い東へ100メートルの標識
- 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水エボシ鼻見通し160メートルの点  
 イ Bから宇和島市津島町泥目水トノ浦灘西端見通し180メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(9) ア 免許番号 宇特区第356号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町坪井地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市津島町坪井黒鼻  
 B 宇和島市津島町坪井山崎鼻
- 点 ア Aから宇和島市津島町曲烏引出し鼻見通し730メートルの点  
 イ Bから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し150メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(10) ア 免許番号 宇特区第357号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町針木地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識  
 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端  
 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識
- 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点  
 イ Bから宇和島市津島町柿の浦落網代北端見通し200メートルの点  
 ウ Cから宇和島市津島町塩定竜の越見通し160メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(11) ア 免許番号 宇特区第358号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町成地先
- (ウ) 漁場の区域
  - A ア、アイ及びイ B の3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域
  - 基点 A 宇和島市津島町成地の鼻突端
  - B 宇和島市津島町由良小学校成本校運動場西端の標識
  - 点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し 280メートルの点
  - イ Bから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し 250メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(12) ア 免許番号 宇特区第 359 号

イ 免許の内容たるべき事項

- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先
- (ウ) 漁場の区域
  - A ア、アイ、イウ及びウ C の4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。
  - ただし、Dエ、エオ及びオ E の3直線とD E間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域、Fカ及びカ G の2直線とF G間の最大低潮時海岸線から30メートルの線によって囲まれた区域並びにHキ及びキ I の2直線とH I間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口
- B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識
- C 宇和島市津島町須下新防波堤東側付根より北へ10メートルの標識
- D 宇和島市津島町須下64番地の6所有地北端
- E 宇和島市津島町須下64番地の6作業場南端
- F 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識
- G 宇和島市津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から護岸沿い東へ2メートルの標識
- H 宇和島市津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から護岸沿い西へ8メートルの標識
- I 宇和島市津島町須下白石の鼻北東端
- 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し 270メートルの点

- イ Bから331度30分300メートルの点
- ウ Cから宇和島市津島町須下724番地の2住宅中央見通し128メートルの点
- エ Dから宇和島市津島町須下417番地2作業場北角見通し85メートルの点
- オ Eから宇和島市津島町須下416番地住宅南角見通し105メートルの点
- カ Aから宇和島市津島町須下白石の鼻見通し線とGから同町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点
- キ Iから宇和島市津島町須下55番地作業場護岸排水口見通し線とHから宇和島市津島町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- 2 免許予定日 平成22年1月15日
- 3 申請期間 平成21年10月15日から平成21年11月24日まで
- 4 存続期間 平成22年1月15日から平成26年3月31日まで